

令和元年度に実施した適時調査において  
保険医療機関に改善を求めた主な指摘事項

中国四国厚生局

## 基本診療料の施設基準等

### I 初・再診料の施設基準等

#### 1 医科初診料の機能強化加算の施設基準

- (1) 地域におけるかかりつけ医機能として、夜間・休日の問い合わせへの対応を行っている医療機関であることを、院内の見やすい場所に掲示すること。

### II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準

#### 1 入院診療計画の基準

- (1) 入院診療計画書において、一部必要事項の欄がないので様式を改めること。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付を提供する場合の療養病棟における入院診療計画書については、別添6の別紙2の2の様式を参考とし、当該患者以外については別添6の別紙2の様式を参考に作成すること。
- (3) 説明に用いた入院診療計画書は、原本を患者に交付し、写しを診療録に添付すること。
- (4) 個々の患者の病状に応じた入院診療計画書となるよう記載内容の充実を図ること。
- (5) 入院の際に、医師、看護師、管理栄養士、その他必要に応じ関係職種が共同して総合的な診療計画となるよう、入院診療計画の策定に携わった者は入院診療計画書の「主治医以外の担当者名」欄に氏名を記載すること。
- (6) 入院診療計画書は、施設基準通知で示された様式を参考に空欄のないよう必要な項目を全て記載すること。

#### 2 院内感染防止対策の基準

- (1) 感染情報レポートは、施設基準通知に基づき、週1回程度適切に作成すること。
- (2) 感染情報レポートは、院内感染防止対策委員会において十分に活用すること。

#### 3 医療安全管理体制の基準

- (1) 医療事故発生時の対応方法等を文書化すること。

#### 4 褥瘡対策の基準

- (1) 褥瘡対策に係る専任の医師及び褥瘡看護に関する臨床経験を有する専任の看護職員で構成される褥瘡対策チームの設置が明確になるよう改めること。
- (2) 褥瘡対策の診療計画の作成及び評価は、褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員で構成される褥瘡対策チームによって行うこと。
- (3) 褥瘡対策に関する診療計画書について、平成30年3月5日付保医発0305第2号厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添6の別紙3を参考に作成すること。

#### 5 栄養管理体制の基準

- (1) 特別な栄養管理が必要と判断される患者についての栄養管理計画は原則入院日当日に作

成し、救急患者及び休日に入院した患者等の場合は入院後7日以内に作成が必要であることに留意し、栄養管理手順の見直しを行うこと。

- (2) 入院時に患者の栄養状態を医師、看護職員、管理栄養士が共同して確認し、特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載すること。
- (3) 入院時に作成されている栄養管理計画書に、栄養状態の再評価の時期に実施予定日を記載しないまま、再評価を実施した実施日を記載しているため、あらかじめ再評価の時期を定め、予定に基づき実施すること。
- (4) 栄養食事相談に関する事項の記載がない例が見受けられたので改めること。
- (5) 栄養管理計画書について、平成30年3月5日付保医発0305第2号厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添6の別紙23を参考に作成すること。

### III 病院の入院基本料の施設基準等

#### 1 通則

- (1) 病棟の概念は、病院である保険医療機関の各病棟における看護体制の1単位をもって病棟として取り扱うものとするに留意すること。
- (2) 平均在院日数の算出は、直近3ヶ月の数値を用いて適切に算出すること。なお、平均在院日数は小数点以下を切り上げることに留意すること。
- (3) 平均入院患者数の算出は、直近1年間の延べ入院患者数を延べ日数で除して得た数とし、小数点以下は切り上げること。
- (4) 勤務実績表について、実際の勤務時間を日勤時間帯夜勤時間帯ごとに分けて正確に記載し、適切に管理すること。
- (5) 勤務実績表について、勤務実績及び会議出席等との齟齬が確認されたので、看護要員の勤務実績を確認の上、毎月適切に管理し正確に作成すること。
- (6) 入院基本料に係る様式9の作成において、病棟勤務時間の計上内容等に誤りが見受けられたので正確に作成すること。
- (7) 看護要員の病棟勤務時間の様式9への計上について、申し送りに要した時間は実態に沿って適切に控除すること。
- (8) 病棟勤務看護要員の様式9への計上について、病棟外で勤務した時間は適切に控除すること。
- (9) 病棟勤務者の様式9への時間計上について、夜勤専従者の計上誤り、委員会時間の控除誤り等が認められたので改めること。
- (10) 病棟勤務者の様式9への計上に関して、褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準にかかる専従の褥瘡管理者が病棟で行った褥瘡対策等は、病棟での勤務実績の対象とならないことに留意すること。
- (11) 療養病棟入院基本料における夜勤体制は、看護職員1名を含む2名以上の看護要員を常時配置していることが必要であることに十分留意の上、適切に運用すること。
- (12) 1日に勤務する看護要員の人数と、各勤務帯のそれぞれで1人の看護要員が実際に受け

持っている入院患者の数を病棟内の見やすい場所に掲示すること。

- (13) 患者の個人記録のうち、経過記録については、個々の患者について観察した事項及び実施した看護内容等を適切に記録すること。
- (14) 看護業務の計画に関する記録について、患者の移動、特別な問題を持つ患者の状態及び特に行われた診療等に関する概要、看護要員の勤務状況並びに勤務交代に際して申し送る必要のある事項等を勤務帯毎に記載すること。
- (15) 看護補助者の業務範囲について、院内規定を定め、個別の業務内容を文書で整備すること。
- (16) 主として事務的業務を行う看護補助者の業務規定を作成すること。
- (17) 家族の付添について、患者の負担による付添看護が行われてはならないことに留意し、医師の許可理由が明確となるよう適切に運用すること。

## 2 一般病棟入院基本料の施設基準等

- (1) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者割合が施設基準の要件を満たしていないので、届出区分が変更となった場合には、遅滞なく変更の届出を行うこと。
- (2) 重症度・医療・看護必要度に係る評価票の記入は、院内研修を受講した者が行うものであることに留意し、院内研修の受講記録を適切に整備すること。

## 3 療養病棟入院基本料の施設基準等

- (1) 褥瘡または尿路感染症の発生状況や身体抑制の実施状況を継続的に把握し、その結果を評価し活用すること。
- (2) 療養病棟入院基本料の注 10 に規定する在宅復帰機能強化加算について、在宅復帰率の確認が施設基準通知の要件を満たしていないため、辞退すること。
- (3) 療養病棟入院基本料の注 10 に規定する在宅復帰機能強化加算について、在宅における生活が1月以上継続する見込みの確認を適切に行うこと。
- (4) 療養病棟入院基本料の注 13 に規定する夜間看護加算の施設基準について、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画について、目標達成年次を含めた計画とすること。
- (5) 療養病棟入院基本料の注 13 に規定する夜間看護加算の施設基準について、看護補助業務に従事する看護補助者に対する院内研修は基礎知識を習得できる内容を含むものとなるよう見直すこと。

## 4 障害者施設等入院基本料の施設基準等

- (1) 障害者施設等入院基本料の注 1 に規定する入院基本料の施設基準について、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、2以上であることに留意すること。
- (2) 障害者施設等入院基本料の注 9 に規定する看護補助加算について、当該加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、規定されている基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講した者であることに留意すること。

#### IV 入院基本料等加算の施設基準等

##### 1 超急性期脳卒中加算の施設基準等

- (1) 薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師を常時配置する必要があるが、当該要件を満たしていないため辞退すること。

##### 2 診療録管理体制加算の施設基準

###### (1) 診療録管理体制加算 1

- ① 診療記録の保管管理の規定について、診療録等の保存年限を明文化すること。
- ② 診療録の保管・管理の規程及び診療情報の提供に関する規程を実態に沿った形に見直すこと。

##### 3 医師事務作業補助体制加算の施設基準

###### (1) 通則

- ① 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を保険医療機関内に掲示するなどの方法で公開すること。
- ② 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について、院内の多職種からなる役割分担のための委員会を適切に設置し、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画は、目標達成年次等を含めた計画とすること。

###### (2) 医師事務作業補助体制加算 1 の施設基準

- ① 医師事務作業補助業務の内容、場所、時間等を適切に記録すること。
- ② 医師事務作業補助者は、医師の事務作業を補助する専従者でなければならないことに留意すること。
- ③ 医師事務作業補助者を新たに配置した場合に実施する研修について、6 か月間の研修期間内に施設基準通知に定められている基礎知識を習得することが必要なことに留意すること。
- ④ 届出の要件を満たしていない月が見受けられたので、今後は、施設基準告示及び通知に十分留意の上、これらを遵守した適切な届出を行うこと。なお、20 対 1 から 15 対 1 補助体制加算への変更の届出に当たっては届出前 1 か月の実績をもって施設基準の届出を行うこと。

###### (3) 医師事務作業補助体制加算 2 の施設基準

- ① 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画について、目標達成年次を含めた計画とすること。

##### 4 急性期看護補助体制加算の施設基準

- (1) 看護職員と看護補助者の業務内容及び業務範囲の見直しを年 1 回以上行うこと。
- (2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。
- (3) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画については、現状の勤務状況を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取り組み内容と目標達成年次等を含んだ計画を作成

するよう留意すること。

- (4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について、院内の多職種からなる役割分担のための委員会を適切に設置すること。
- (5) 看護補助業務に従事する職員に対する医療安全、感染防止対策の研修は、看護補助業務における医療安全、感染防止対策の研修として実施すること。
- (6) 当該加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、規定されている基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講した者であることに留意すること。

#### 5 看護職員夜間配置加算の施設基準

- (1) 各病棟における夜勤を行う看護職員の数は3以上であることに留意すること。
- (2) 夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、4項目以上を満たしていることが必要であるところ、2項目しか満たしていない。

#### 6 看護補助加算の施設基準

- (1) 看護補助業務に従事する職員に対する医療安全、感染防止対策の研修は、看護補助業務における医療安全、感染防止対策の研修として実施すること。
- (2) 当該加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、規定されている基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講した者であることに留意すること。
- (3) 看護職員と看護補助者の業務内容及び業務範囲について、年1回以上の見直しを適切に行うこと。

#### 7 療養環境加算に関する施設基準

- (1) 医師の員数は、医療法に定める標準医師数を満たしている必要があるが、当該要件を満たしていないため、辞退すること。

#### 8 重症者等療養環境特別加算の施設基準

- (1) 当該基準の届出の対象となる病床数は、当該保険医療機関の一般病棟に入院している重症者等の届出前1月間の平均数を上限とすることとされているので、重症者等の1月間の平均数を、毎月、適切に管理・検証すること。
- (2) 届出の対象となる病床数は、当該保険医療機関の一般病棟の平均入院患者数の8%未満とされているので、重症者等の1月間の平均数等を、毎月、適切に管理すること。

#### 9 栄養サポートチーム加算の施設基準等

- (1) 保険医療機関内に設置された栄養サポートチームの構成員が、施設基準の要件を満たしていないため、辞退すること。

#### 10 医療安全対策加算の施設基準

##### (1) 医療安全対策加算 1

- ① 医療安全管理部門は、各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療

安全確保のための業務改善計画書を作成すること。

- ② 院内の見やすい場所に、医療安全管理者等による相談及び支援が受けられる旨の掲示を行うこと。
- ③ 医療安全管理部門に診療部門・薬剤部門・看護部門等の全ての部門の職員を配置することに留意すること。
- ④ 医療安全管理者の具体的な業務内容について、施設基準に定められた要件に沿って見直しを行うこと。
- ⑤ 医療安全管理部門の業務指針について、施設基準に定められた要件に沿って見直しを行うこと。

## (2) 医療安全対策加算 2

- ① 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスを週 1 回程度開催すること。
- ② 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録すること。
- ③ 医療安全管理者は、定期的に院内を巡回し、各部門における医療安全対策の実施状況を把握分析すること。
- ④ 医療安全管理者は医療安全対策にかかる専任の者であることに十分留意すること。
- ⑤ 医療安全管理者の具体的な業務内容について、施設基準に定められた要件に沿って見直しを行うこと。
- ⑥ 医療安全管理部門の業務指針について、施設基準に定められた要件に沿って見直しを行うこと。

## 11 感染防止対策加算の施設基準等

### (1) 感染防止対策加算 1

- ① 感染防止のための手順書（マニュアル）について、洗浄・消毒・滅菌の項目を盛り込むこと。
- ② 感染防止のための手順書（マニュアル）について、「感染経路別予防策」の項目を盛り込むこと。
- ③ 感染制御チームによる 1 週間に 1 回程度の定期的な巡回を確実に行うこと。
- ④ 感染制御チームによる院内巡回は患者に侵襲的な手術・検査等を行う部署についても、2 月に 1 回以上は巡回を行うこと。

### (2) 感染防止対策加算 2

- ① 感染防止対策加算 1 の届出を行っている医療機関が定期的に主催するカンファレンスには、施設基準通知に規定されている感染制御チームの全職種がそれぞれ 1 名以上参加すること。
- ② 院内の見やすい場所に院内感染防止対策に関する取り組み事項を適切に掲示すること。
- ③ 感染制御チームにより作成する抗菌薬適正使用に関する手順書について、定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。

- ④ 感染制御チームの院内巡回は施設基準に定められた構成員のうち、少なくとも2名以上で行うこと。また、巡回を行った者が分かるよう適切に記録すること。

## 12 患者サポート体制充実加算の施設基準

- (1) 患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスについて、必要に応じて各部門の患者支援体制に係る担当者等が参加する等、体制の充実を図ること。
- (2) 患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスを週1回程度開催すること。
- (3) 相談窓口及び各部門で対応した患者等の相談件数を適切に記録すること。
- (4) 相談に対応する窓口について、専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士又はその他医療有資格者等の適切な職種が対応できる体制とすること。
- (5) 相談に対応する窓口について、標榜時間内に専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士又はその他医療有資格者等を常時1名以上配置しなければならないことに留意すること。
- (6) 各部門において患者等から相談を受けた場合の対応体制及び報告体制をマニュアルとして整備すること。

## 13 後発医薬品使用体制加算の施設基準

- (1) 入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいる旨を、保険医療機関の入院受付、外来受付及び支払窓口など院内の見やすい場所に掲示すること。

## 14 病棟薬剤業務実施加算の施設基準

- (1) 病棟専任の薬剤師の氏名を病棟内に掲示すること。

## 15 入退院支援加算の施設基準

### (1) 入退院支援加算 1

- ① 当該加算の算定対象となる各病棟には、入退院支援及び地域連携業務に専従する看護師又は社会福祉士を専任で配置する必要があるため、適切に配置すること。
- ② 入退院支援部門に入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士の配置が必要であるが、当該要件を満たしていないので、辞退すること。
- ③ 病棟の廊下等の見やすい場所に入退院支援及び地域連携業務に係る病棟に専任の職員及び担当業務を掲示すること。

### (2) 地域連携診療計画加算

- ① 連携機関の職員と地域連携診療計画に係る情報交換のために、年3回以上の頻度で面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しを適切に行うよう留意すること。

## 16 認知症ケア加算の施設基準等

### (1) 認知症ケア加算 1

- ① 施設基準通知で示された研修を受けた看護師が全ての病棟に複数名配置されている必



要があるが、当該要件を満たしていないため辞退すること。

- ② 認知症ケアチームの看護師は、週 16 時間以上認知症ケアチームの業務に従事する必要があるが、当該要件を満たしていないため辞退すること。
  - ③ 認知症患者のアセスメント及び看護方法等に係る適切な研修を受けた看護師を中心として、病棟の看護師等に対する研修を実施すること。
  - ④ 認知症ケアに関する手順書について、身体拘束の実施基準（鎮静を目的とした薬物の適正使用）の内容を盛り込むこと。
  - ⑤ 認知症ケアチームは、週 1 回以上、各病棟を巡回することが必要であることに留意すること。
- (2) 認知症ケア加算 2
- ① 研修や事例検討会等を新任者や異動者に対してのみ実施していたため、病棟の看護師等に対して少なくとも年に 1 回は実施すること。

## V 特定入院料の施設基準等

### 1 救命救急入院料の施設基準

#### (1) 救命救急入院料 3

- ① 当該入院料は、治療室ごとに各要件を満たす必要があることを踏まえ、専任の医師が常時、各治療室内に勤務していることが必要なことに十分留意すること。また、当該医師の勤務状況について、記録を充実させること。
- ② 当該入院料は治療室ごとに各要件を満たす必要があることを踏まえ、各治療室で独立した看護単位が必要であることに留意すること。また、その時の患者数に対して常時 4 対 1 の看護配置が必要なことに留意の上、患者数、看護配置の記録の充実を図ること。

### 2 ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準

- (1) 当該入院料は治療室ごとに各要件を満たす必要があることを踏まえ、各治療室で独立した看護単位が必要であることに留意すること。また、その時の患者数に対して常時 4 対 1 の看護配置が必要なことに留意の上、患者数、看護配置の記録の充実を図ること。

### 3 小児入院医療管理料の施設基準

#### (1) 小児入院医療管理料 4

- ① 当該病棟において、専ら小児を入院させる病床が 10 床以上必要であることに留意すること。

### 4 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等

#### (1) 通則

- ① 前月までの 3 ヶ月間に回復期リハビリテーション病棟から退棟した患者数及び回復期リハビリテーションを要する状態の区分別内訳並びに回復期リハビリテーション病棟における直近の実績指数を保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。
- ② 日常生活機能評価に係る研修を一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る研修と

併せて実施しており、一部内容が含まれていないので、研修内容を見直し必要な内容を含むこと。

## (2) 体制強化加算 2

① 病棟専従の常勤医師の病棟業務時間の管理を適切に行うこと。

## (3) 回復期リハビリテーション病棟入院料 3

① 平成 31 年 4 月に算出したリハビリテーション実績指数が 30 を下回っているため、速やかに変更の届を行うこと。

## 5 地域包括ケア病棟入院料の施設基準等

### (1) 地域包括ケア病棟入院料

① 看護配置が施設基準要件の 1 割を超えて必要数を満たしていない。

② 重症度・医療・看護必要度に係る評価票の記入は、院内研修を受講した者が行うものであることに留意し、院内研修の受講記録を適切に整備すること。

### (2) 地域包括ケア病棟入院料の「注 3」に掲げる看護職員配置加算

① 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画について、目標達成年次を含めた計画とすること。

② 1 日に看護を行う看護職員の数が当該基準を満たしていない月が認められた。翌月の実績において当該基準を満たしていたが、毎月の検証結果について、十分に留意し、変更が必要な場合は速やかに届出を行うこと。

### (3) 地域包括ケア病棟入院料の「注 4」に掲げる看護補助者配置加算

① 看護職員と看護補助者の業務内容及び業務範囲の見直しを年 1 回以上行うこと。

② 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画について、目標達成年次を含めた計画とすること。

③ 看護補助業務に従事する看護補助者は、規定されている基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年 1 回以上受講した者であることに留意すること。

④ 看護補助業務に従事する職員に対する医療安全、感染防止対策の研修は、看護補助業務における医療安全、感染防止対策の研修として実施すること。

## 6 精神療養病棟入院料の施設基準等

(1) 当該病棟における専任の医師の外来業務等への従事は週 2 日以内であり、当該管理を適切に行うこと。

## 特掲診療料の施設基準等

### I 医学管理等

#### 1 特定疾患治療管理料に規定する施設基準等（糖尿病合併症管理料の施設基準）

(1) 専任の看護師について、准看護師は認められないことに留意すること。

## 2 ニコチン依存症管理料に関する施設基準

- (1) 保険医療機関の敷地内が禁煙であることに留意すること。
- (2) 禁煙治療を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示すること。

## 3 ハイリスク妊産婦連携指導料1の施設基準

- (1) 精神疾患を有する妊婦又は出産後2月以内である患者に係る市町村等との連携実績が施設基準の要件を満たしていないため、辞退すること。
- (2) 該当患者にかかる直近1年間の市町村等との連携実績がないため、速やかに辞退届を提出すること。

## 4 薬剤管理指導料の施設基準等

- (1) 医薬品情報管理室の薬剤師による医師等に対する情報提供を適切に行うこと。
- (2) 医薬品情報管理室は医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用の施設であるということに留意すること。
- (3) 施設基準要件である常勤薬剤師2名の配置が満たされていない。

## 5 診療情報提供料(Ⅰ)の地域連携診療計画加算の施設基準

- (1) 連携保険医療機関等の職員と年3回以上の頻度で面会し、情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しを行った記録の内容を充実させること。

## 6 医療機器安全管理料の施設基準

- (1) 医療に係る安全管理を行う部門が設置されている必要があることに留意すること。

## Ⅱ 検査

### 1 神経学的検査の施設基準

- (1) 所定の研修を修了した常勤の医師に変更が確認されたので、変更の届出を行うこと。

## Ⅲ 画像診断

### 1 画像診断管理加算の施設基準

- (1) 画像診断を専ら担当する常勤の医師に変更があった場合には、その都度届出を行うこと。

## Ⅳ リハビリテーション

### 1 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料の施設基準等

- (1) 定期的に担当の多職種が参加するカンファレンスを開催すること。
- (2) 疾患別リハビリテーションの専従者が、別の業務に従事できるのは、疾患別リハビリテー

ションを提供すべき患者がいない時間帯に限られることに、十分留意すること。

- (3) 専従の常勤理学療法士又は作業療法士を施設基準通知に基づき、適切に配置すること。
- (4) 心大血管疾患リハビリテーションとその他のリハビリテーションの実施日時間が同一である場合には、心大血管疾患リハビリテーションの専従者を、別のリハビリテーションの専従者とすることはできないので改めること。
- (5) 届出保険医療機関又は連携する別の保険医療機関において、救命救急入院料又は特定集中治療室管理料の届出がされている必要があるが、当該要件を満たしていないため辞退すること。

## 2 がん患者リハビリテーション料の施設基準等

- (1) がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師が配置されていないため、辞退すること。

## V 精神科専門療法

### 1 精神科作業療法の施設基準

- (1) 精神科作業療法に専従する作業療法士が精神科デイ・ケア等に従事することができるのは、精神科作業療法を実施しない時間帯であることに留意すること。

### 2 精神科デイ・ケアの施設基準

- (1) 精神科デイ・ケアと精神科作業療法及び精神科ショート・ケアの実施日時間が同一である場合には、精神科デイ・ケアの専従者を精神科作業療法及び精神科ショート・ケアの専従者とすることはできないので改めること。

### 3 医療保護入院等診療料の施設基準

- (1) 行動制限最小化に係る委員会が行う年2回程度の研修会は、精神科診療に携わる職員全てを対象として実施すること。
- (2) 行動制限最小化委員会において行動制限についての基本的な考え方や、やむを得ず行動制限する場合の手順等を盛り込んだ基本指針を整備すること。

## VI 処置

### 1 人工腎臓に規定する厚生労働大臣が定める施設基準等

#### (1) 導入期加算の施設基準

- ① 腎代替療法に係る患者への十分な説明の体制が整っていないことが確認されたため、速やかに辞退届を提出すること。

#### (2) 下肢末梢動脈疾患指導管理加算に関する施設基準

- ① 専門的な治療体制を有している連携医療機関を変更する場合は、速やかに変更の届出を行うこと。

## VII 手術

### 1 輸血管理料の施設基準

#### (1) 輸血管理料Ⅱに関する施設基準

① 輸血業務全般に関する責任者として専任の常勤医師を配置する必要があるが、当該要件を満たしていないため辞退すること。

#### (2) 輸血適正使用加算の施設基準

① 1月から12月までの1年間のアルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液(MAP)の使用量で除した値が施設基準要件を満たしていないため、辞退届を提出すること。

## VIII 麻酔

### 1 麻酔管理料(Ⅰ)の施設基準

(1) 届け出ている麻酔科標榜医に変更があった場合は、速やかに変更届を提出すること。

### 2 麻酔管理料(Ⅱ)の施設基準

(1) 届け出ている麻酔科標榜医に変更があった場合は、速やかに変更届を提出すること。

## 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等

- 1 食事の提供に関する業務について、直営方式から業務委託方式への変更があった場合は、速やかに変更の届出を行うこと。
- 2 食事療養部門の責任者に変更が確認されたので、変更の届出を行うこと。
- 3 入院時食事療養及び入院時生活療養について、食事の提供たる療養関係の帳簿を適切に整備すること。例：献立表、食料品消費日計表等
- 4 食事療養部門において職員食を提供する場合においては、帳簿類、出納及び献立盛りつけなどを明確に区分すること。食事療養部門は常勤の管理栄養士または栄養士を指導者又は責任者とする。